

○住宅の仕様基準（建築物省エネ法）による確認申請加算手数料

			評価方法	手数料の額（単位：円）		申請 単位
建築物の区分		規模の区分		新規	変更	
一戸建て住宅			仕様基準	13,000	6,000	件
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸の部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)	1		13,000	6,000	
		2以上 ～ 5以下		24,000	12,000	
		6以上 ～ 10以下		34,000	17,000	
		11以上 ～ 25以下		46,000	23,000	
		26以上 ～ 50以下		62,000	31,000	
		51以上 ～ 100以下		82,000	41,000	
		101以上 ～ 200以下		104,000	52,000	
		201以上 ～ 300以下		139,000	69,000	
		301以上		170,000	85,000	

★ 建築物 1 棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料に上乗せして申請してください。